

商工貯蓄共済融資制度

最高2,000万円 しかも低利・長期

融資のご案内

1. 融資対象者 商工貯蓄共済に加入後6か月以上経過しており、かつ掛金の払い込みを遅滞なく行っている方

2. 資金使途 事業資金（運転資金、設備資金）・生活資金

3. 融資限度額

運転資金	1口につき100万円以内	最高1,000万円
設備資金	1口につき200万円以内	最高2,000万円
生活資金	1口につき40万円以内	最高200万円

※ただし、運転・設備および生活資金を併せて2,000万円を限度とします。

4. 融資利率

	返済期間	融資利率	現在の利率
運転資金 および 設備資金	1年以内	短プラ $\Delta 0.100\%$	
	1年超3年以内	短期プライムレート	
	3年超	短プラ $+0.175\%$	
生活資金	3年以内	短プラ $+0.300\%$	

※融資利率は、山梨中央銀行の短期プライムレート(変動金利)を基準としています。

※融資金額が積立金の範囲内または山梨県信用保証協会保証付の場合は、上記の利率から0.4%引き下げます。

※融資期間中に積立金がマイナスになり商工貯蓄共済を中途解約した場合は、融資利率が0.5%~1.225%引き上げられます。

5. 返済期間

	返済期間	据置期間
運転資金	7年以内	6か月以内
設備資金	10年以内	6か月以内
生活資金	3年以内	なし

6. 返済方法 元金均等分割返済

7. 融資形式 証書貸付

8. 担 保 ◆貯蓄積立金の範囲内のときは不要です。
◆上記以外の場合は、原則として山梨県信用保証協会保証付き（生活資金は除く）とし、担保は不要（信用保証協会および金融機関が必要と認めた場合を除く）です。ただし、この融資制度の総額が300万円以内で、過去の取引実績および現在の業況が全く懸念なしと金融機関が判断したときは、信用保証協会保証も不要です。

9. 保 証 人 ◆原則として1名以上の保証人が必要です。ただし、次の場合は保証人が不要となります。
●貯蓄積立金の範囲内のとき
●山梨県信用保証協会保証付きのとき
※ただし、信用保証協会保証付きでも、法人の場合は、代表者の保証が必要となります。

10. 保 証 料 年0.4～2.2%（山梨県信用保証協会保証付きの場合）

11. 取 扱 金 融 機 関 山 梨 中 央 銀 行・甲 府 信 用 金 庫・山 梨 信 用 金 庫
山 梨 県 民 信 用 組 合・都 留 信 用 組 合

12. 共 済 契 約 の 取 扱 い 融資期間中の共済契約は、原則として中途解約はできません。しかし、被保険者の死亡等の理由により、やむを得ず中途解約する場合は、次のいずれかの条件に該当し、かつ商工会を通じて借入金融機関の承諾を得たときに限り中途解約できます。また、融資期間中の共済契約が満期を迎えたときも、次のいずれかの対応をしていただきます。

- 借入金を完済する。
- 融資期間中の共済契約に代わり、同じ口数以上で新たに加入する。
（中途解約の場合は、共済掛金累計も解約時と同等以上にする）
- 融資期間中の共済契約に代わり、融資対象外で同じ口数以上の既契約を融資対象にする。（中途解約の場合は、共済掛金累計も解約時と同等以上にする）
- 貯共掛金の払い込みが滞り積立金がマイナスになった場合。ただし、解約後の融資利率は融資実行時の返済期間に応じて0.5%～1.225%引き上げられます。

山梨県信用保証協会の保証を得られないとき、および金融機関における審査により、融資金額を減額または融資をお断りすることもあります。

《詳しくは、お近くの商工会へ》